



広報

# いながわ

第715号

2月1日  
平成18年  
(2006年)

毎月1日・15日発行

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255  
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス [koho@town.inagawa.lg.jp](mailto:koho@town.inagawa.lg.jp)

## インターネットで 確定申告や相談ができます

### 国税庁のホームページ

「確定申告等作成」のコーナーで作成した申告書をそのまま提出することができます。なお、申告の内容により源泉徴収票などを申告書に添付する必要があります。

「税務手続きの案内」のコーナーからは青色決算書、医療費の明細など申告書に添付する書類のほか、納税地の変更届、開業届出書などの様式もダウンロードできます。

インターネットで気軽に相談ができる「タックスアンサー」にリンクしています。

### 大阪国税局のホームページ

「税務署の所在地・お知らせ」のコーナーでは、申告相談会場や確定申告に関する情報などを案内しています。

### 国税電子申告・納税システム

インターネットなどを利用して、自宅や事務所に居ながら申告や納税の手続きができます。

### 国税庁のホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)

### 大阪国税局のホームページ

(<http://www.osaka.nta.go.jp>)

### 国税電子申告・納税システム

e Tax (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

# 確定申告書は自分で 書いてお早めに!

## 平成17年分の所得税の申告は2月16日から3月15日まで

確定申告と納税の期限は、所得税と贈与税については3月15日、消費税は3月31日までとなっています。

申告納税制度の趣旨から、申告書は自分で作成していただくことが基本です。申告書の作成には、町税務課で配布している「確定申告の手引き」や、国税庁ホームページの「確定申告書等作成」コーナーを利用していただくことが便利です。また、所得税の申告が不要な人でも、町・県民税の申告が必要な場合がありますので、ご注意ください。

### 確定申告にあたっての留意事項

#### 所得税

**確定申告が必要な人**  
事業所得、不動産賃貸収入のある場合、土地や建物を買った場合  
給与所得者で平成17年中の収入が2千万円を超える人  
給与所得や退職所得以外の所得(生命保険の満期金など)金額の合計金額が20万円を超える人など

**確定申告すれば税金が戻る人**  
給与所得者で所得税の申告義務のない人でも、次のような場合は、申告すれば所得税が還付されることがあります。  
年末調整で、配偶者特別控除や生命保険料控除などの所得控除の申告をしなかった人  
源泉徴収済税額のあるサラ

#### 町・県民税

町・県民税は、所得税と同様に前年1年間の所得にかかると地方税です。  
所得税の確定申告をした人

この還付を受けるための申告書は、2月15日以前でも提出することができます。

町・県民税の申告は、次のとおりです。  
町・県民税の申告は、次のとおりです。  
町・県民税の申告は、次のとおりです。

は、町・県民税の申告は必要ありません。

ただし、確定申告をしなかった人や確定申告の必要のない人でも次の場合は、町・県民税の申告が必要です。

平成18年1月1日現在、町内に住んでいて同17年中に給与所得以外の所得があった人  
平成17年中に給与所得がある人で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない人や、公的年金の受給者で、公的年金支払報告書が町へ提出されていない人  
町外に住んでいて、町内に事業所や家屋敷を持っている人

町・県民税の申告は、次のとおりです。  
2月16日～3月15日(土・日・祝日を除く)午前8時45分～午後5時15分  
町役場税務課、日生・六瀬住民センター

個人で事業を行っている人は、個人事業税の申告が必要です。

ただし、所得税の確定申告や町・県民税の申告をされた人は必要ありません。この場合、申告書の「事業税に関する事項」欄に必要事項を記載してください。

#### 個人事業税

個人で事業を行っている人は、個人事業税の申告が必要です。

ただし、所得税の確定申告や町・県民税の申告をされた人は必要ありません。この場合、申告書の「事業税に関する事項」欄に必要事項を記載してください。

#### 消費税

平成15年分の課税売上高(売上や収入)が1千万円を超えている人は、同17年分の課税事業者となり、3月31日までに消費税および地方消費税の申告と納税が必要です。

贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、2月1日から3月15日までです。

#### 贈与税

贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、2月1日から3月15日までです。

平成17年中に、個人から10万円を超える財産の贈与を受けた人は、贈与税の申告が必要です。

申告相談を希望される人は、伊丹市立産業情報センターへお越しください。

## 確定申告(相談)会場

会場は混雑する場合があります。申告書は郵送でも提出できますので、伊丹税務署までお送りください。また、納税は便利な振替納税を、還付は口座振込をご利用ください。伊丹税務署では、3月15日まで申告の相談は行っていません。

相談内容	とき (土・日・祝日を除く)	ところ
給与所得者や年金所得者の申告相談など	2月1日～同3日 9:30～12:00、13:00～15:30	猪名川町中央公民館 (生涯学習センター)
	2月7日～3月10日 10:00～12:00、13:00～16:00	アステホール (アステ川西)
所得税、消費税、贈与税の全ての申告相談など	1月23日～3月15日 9:00～12:00、13:00～17:00 (2月19日・同26日開設)	伊丹市立産業・情報センター (伊丹商工プラザ)
税理士による小規模事業者や不動産所得者の申告相談など	2月16日～3月10日 10:00～12:00、13:00～16:00	アステホール 伊丹市立産業・情報センター



混雑の状況によっては、上記時間にかかわらず受け付けを締め切る場合があります。各会場へは、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

伊丹産業情報センターへは、阪急伊丹駅またはJR伊丹駅から徒歩約7分

### 問い合わせは

#### 所得税・贈与税・消費税

伊丹税務署 (〒664-0898伊丹市千僧1-47-3・779-6121)

#### 個人事業税

伊丹県税事務所 (〒664-8522伊丹市千僧1-51・783-1231)

町・県民税 町役場税務課 (766-8702)

### 農業所得標準で申告されている農家の皆さまへ

平成18年所得分から水稻所得標準が廃止され、来年の確定申告からは「収支計算」による申告となります。「収支計算」を行うために、毎年1月1日から12月31日までの1年間の農業に関する金額がわかる書類(通帳、出荷・売上伝票、請求書、領収書など)の保存を習慣づけてください。

### 今月号の 主な内容

- 2面「流域で連携し清流猪名川を守る」
- 3面「第4回公民館フェスタ」
- 4面「5面」平成16年度決算を認定
- 6面「情報ポケット」
- 7面「健康・福祉」
- 8面「いながわ特派員報告」